

深谷市まちづくり評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 深谷市行政評価制度において、評価の客観性、透明性を確保するとともに市民本位の行政運営の確立を目的として、市民の視点から調査審議し、及び意見を求めるため、深谷市まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁内組織による内部評価結果に関して調査又は審議を行うこと。
- (2) 行政評価制度の推進に関して必要な事項を調査又は審議を行うこと。
- (3) その他、市長が委員会において調査審議することが必要と認めた事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが

できない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、委員会に諮って、その所掌事務について部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 第5条及び前条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(調査等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員に必要な調査等を行わせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政部企画課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。